

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都府知事		令和 7年 6月 18日					
報告者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		報告者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		松尾電機株式会社 代表取締役社長 陳 怡光 電話番号：電話 06 - 6332 - 087					
主たる業種	抵抗器・コンデンサ・変成器・複合部品製造業				細分類番号	2   8   2   1	
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則				<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号		
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	取得している環境マネジメントシステムの運用により、エネルギー使用量の削減、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を実行する。						
計画を推進するための体制	会社の環境管理活動推進組織のもと実施計画の策定、実行及び月毎の進捗管理を実行する。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,495.1 トン	4,635.1 トン	4,614.6 トン		32.3 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,585.7 トン	4,405.1 トン	4,154.6 トン		19.4 パーセント	
	実績に対する自己評価	第5年度評価対象排出量の計画値3,314.7tonに対し1,090.4ton超過した。生産数増加による稼働日数増により電力、ガス使用量が増加した。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産数(百万個)	7.28	7.50	6.32		-5.08 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	実績に対する自己評価	5年度 使用量(KL) 計画2461.2 実績2378.8 増減率 -3.35% 生産数(百万個) 計画432 実績618 増減率 +43.0% 設備の適正管理を行いました。結果原単位は3.02%増加しました。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	12 パーセント			
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季、冬季の節電対策を行った。</li> <li>・照明のLED化の実行（水銀灯完了、蛍光灯76.5%）</li> <li>・高効率コンプレッサ2台導入及びエア設定値の適正化</li> </ul>					
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・夏季、冬季の節電対策を行った。</li> <li>・照明のLED化の実行（水銀灯完了、蛍光灯82.5%）</li> <li>・気体流量計を購入しエアロス改善実施。</li> <li>・空調効率改善機器を導入。</li> </ul>					
	令和7年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	通勤に自家用車使用を控えるよう推奨すると共に、エコドライブを推奨する周知教育を行った。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	徒歩、自転車の利用者が増加した。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの		トン	トン	トン		
	地域産木材の利用によるもの		トン	トン	トン		
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの		トン	トン	トン		
	グリーン電力証書等の購入によるもの		トン	トン	トン		
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量の購入によるもの		トン	トン	トン		
合計		0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコドライブの推奨は前年度に引続き、従業員だけでなくその家族、仕入先、関係業者も対象に呼びかけを行った。						
特記事項	第四計画期間の超過削減量1,377.9トンのうち、第1年度から△230.0トン、第2年度から△460.0トン、第3年度から△637.9トン差し引きを行う。						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施状況」とは、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施した取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。